

所沢市オーガニック推進PR事業の実施に向けたサウンディング型市場調査 実施要領

1. 趣旨

所沢市は有機農業をはじめとする環境再生型（リジェネラティブ）農業の推進を図るため、令和7年5月にオーガニックビレッジ宣言を行った。所沢市が産地としてさらなる消費拡大を図るためには、有機農業等について消費者の理解を醸成していくこと、ならびに所沢市が都市近郊にありながらも豊かな自然環境を有し特徴的な農業生産活動が行われている地域であることの情報発信を進めていくことが必要である。

このため、所沢市ではオーガニック推進PR事業の実施を検討しており、その企画から運営に至るまでの業務を民間事業者等に発注する予定である。

この要領は、民間事業者等の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを提案いただき、業務仕様等の参考とするために実施するサウンディング型市場調査の必要事項を定めるものである。

2. 事業概要（想定）

（1）事業の目的

所沢市内外の消費者に対し、「有機農業」または「オーガニックビレッジ宣言都市 所沢」のブランド化に向けたPRを行うこと。

※事業想定については、「7. 提案にあたって」も参照のこと。

（2）実施時期

契約締結日から令和8年3月19日まで

（3）予算規模

1,000,000円（上限）

※本事業の企画提案に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）である。

記載の金額以内での提案を基本とするが、金額を超過する提案であっても、目的達成のために独自性や得意分野を最大限に発揮することを意図したものであれば受付を行い、翌年度以降の取組の検討材料とする。

3. 参加資格

本サウンディングに参加することができる者は、本事業の趣旨を理解し、次の事項を全て満たしていることとする。

（1）日本で法人登記した法人であること。

（2）次のアからオまでのすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。
- イ 参加受付を行う期間において、本市の指名停止等の処置を受けていない者。
- ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- エ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号に規定する暴力団及び暴力団員、所沢市暴力団排除条例（平成２４年９月２８日条例第３２号）第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員並びに第３条第２項に規定する暴力団関係者でないこと。

４．スケジュール（予定であり変更する可能性がある）

令和７年 ８月２６日（火）	公募開始（市ホームページ）
令和７年 ９月 １日（月）午後５時まで	参加申込に関わる質問の受付期限
令和７年 ９月 ５日（金）までに回答	参加申込に関わる質問の回答
令和７年 ９月１９日（金）午後５時まで	参加申込及び企画提案の提出期限（厳守）
令和７年 ９月中	サウンディング（個別対話）の実施
令和７年１０月頃	結果の公表

５．参加申込に関わる質問書の受付及び回答

（１）受付期限

令和７年９月１日（月）午後５時００分まで

（２）提出方法

「質問書（様式１）」に記入の上、電子メール（a9158@city.tokorozawa.lg.jp）で提出すること。なお、電話での質問には応じない。

（３）回答方法

質問を行った事業者名等を伏せた上で、令和７年９月５日（金）までに、本市ホームページ（本要領の掲載と同じページ）にて回答を公開する。回答は、本実施要領の記載事項の追加とみなすこととするため、質問書を提出しない場合にも必ず確認すること。

6. サウンディング参加申込

(1) 受付期間

令和7年8月26日（火）から令和7年9月19日（金）午後5時00分まで（必着）

※受付期間内に書類が提出されない場合は、参加できない。

(2) 提出方法

①所沢市農業振興課宛てメール（a9158@city.tokorozawa.lg.jp）にてデータ提出

②メール送信した旨を同課まで電話連絡（04-2998-9158）

(3) 提出書類及び留意事項

企画提案書は「7. 提案にあたって」の内容を満たすものとする。

順番	名称	様式	留意事項
1	サウンディング参加申込書	様式2	
2	企画提案書	自由 様式	・提案内容のほか、業務工程、実施体制、法人の強み、（あれば）類似事業の受託実績についても記すこと。
3	参考見積書	自由 様式	・提案内容を実施する場合に、本市が負担する費用を項目ごとに記載すること。

※同一事業者が複数の企画提案を行うことも可とする。その場合には、提案ごとに、上表の2企画提案書及び3参考見積書を作成し、他の提案とファイルを分けて提出すること。

(4) 参加申込後の辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 提案にあたって

(1) 事業の遂行方法

企画・準備・周知・運営等に至る一切の工程を受注者が担うこと。

※委託業務であるため、運営等の一部に市が関与することは不可。

(2) その他の条件

- ・「所沢市土から育む有機の産地づくり計画」及び「オーガニックビレッジ宣言」の趣旨を理解し、本市の農業に関する状況を分析のうえ、ターゲット層（年齢、居住地等）を明確にした提案とすること。
- ・第三者でもわかりやすい具体的なイメージを提示すること。
- ・実施する量（例：パンフレットの配布部数）だけでなく、実施内容から得られる成果（例：アンケート回答率等）も提示すること。
- ・提案する事業内で有機農家との連携や有機栽培された農産物の使用を伴う場合には、市の指

定する農家との調整を前提とし、仮に調整が不調に終わった場合の代替策も講ずること。

(3) 特に求める提案

- ・「こども」または「子育て世帯」に特化した観点を含むもの
- ・他の事業者では実現できない独自性の高いもの
- ・「〇〇で初めて」「△△で一番」といった話題性のあるもの

事業の例 ※下記に限らず広く募集します（目的達成に向けた自由な発想を歓迎します）

- ・有機栽培された農産物を使用するレストランの街歩きイベント
- ・有機農業に感度の高いタレント・インフルエンサー等による講演会
- ・有機農家での農業体験ツアー
- ・多くの人の目に触れる場所でのメディア掲出や展示
- ・オンラインで全国どこでも有機農産物が楽しめる・味わえる仕組みづくり

※マルシェの開催についての提案も受け付けますが、販売による利益創出よりも、PR（有機農業または本市のイメージ向上）効果の高い提案を求めます。

8. サウンディング（個別対話）の実施

(1) 時期

令和7年9月中を予定

※詳細な日時及び会場については個別に連絡する（所沢市役所での実施を想定）。

(2) 実施方法

参加申込のあった事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行う。

(3) 対話の内容

事業提案、想定される予算、実施体制、仕様・条件等を基本とし、必要な対話を行う。

(4) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含む）への協力を依頼する場合がある。

9. 結果の公表

サウンディングの実施結果は、本市ホームページで概要を公表する。なお、参加事業者名は公表しない。

10. 参加事業者の取扱

サウンディングへの参加は、仕様等の検討を図るために行うもので、以後の契約手続きにおいて参加実績が優位性を持つものではない。

ただし、特殊な技術（特許等）や専門の認可を必要とするなど、他の事業者では実施が困難なもので、かつ内容が優れていると認められる提案があった場合には、随意契約による執行を検討する。

11. 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングを行わない（または中断する）。

- ア 不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 参加資格がない（または申込後に参加資格を満たさなくなった）と認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「6（3）提出書類及び留意事項」に定める書類がないもの。
- カ 見積金額を訂正したもの。
- キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの、又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。
- ク 提案内容が、市が検討している事業内容と大きくかけ離れているもの。

12. その他留意事項

- （1）本調査への参加に要する費用（対話への参加、書類作成等）は、申込者の負担とする。
- （2）提出書類の著作権は申込者に寄贈するが、提出書類は返却しない。なお、本市は、申込者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- （3）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- （4）本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できない。また、申込者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- （5）提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- （6）本実施要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。

【連絡先（書類の提出先）】

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

所沢市産業経済部農業振興課エコ農業グループ 担当：佐藤・池田・高野・高橋

電話：04-2998-9158（直通） メール：a9158@city.tokorozawa.lg.jp